

第9回定時株主総会資料
(電子適用措置事項のうち書面交付請求に
基づく交付書面に記載しない事項)

第9期 (2022年1月1日～2022年12月31日)

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況
株主資本等変動計算書・個別注記表

THECOO株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権	
決 議 年 月 日	2017年12月22日	
新 株 予 約 権 の 数 (個)	4,600	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式	4,600
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる普通株式1株当たりの払込金額に付与株式を乗じた金額。当初の行使価額は、金60円とするが、別の定めにより調整されるものとする。	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2019年12月26日～2027年12月21日	
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 の 条 件	新株予約権の行使時において、当社役員であることを条件とする。	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 : 4,600個 目的となる株式数 : 4,600株 保有者数 : 1人
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 : 0個 目的となる株式数 : 0株 保有者数 : 0人
	監 査 役	新株予約権の数 : 0個 目的となる株式数 : 0株 保有者数 : 0人

(注) 当社取締役が付与している新株予約権は取締役就任前に付与されたものでありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社はストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

名称	第6回新株予約権
決議年月日	2020年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者 1 (注) 7
新株予約権の数(個)	80,800 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	795 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年12月4日～2030年12月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 795 資本組入額 397.5 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 新株予約権1個あたり普通株式1株であり、新株予約権1個につき19円で有償発行しております。

(2) 当社が株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

(3) (注) 1. (2)の他、(注) 2. に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。但し、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使さ

れていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

(2) 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

(3) その他、本新株予約権の割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、(注)3.(1)記載の資本金等増加限度額から上記3.(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

①上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合

（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

②本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記2において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき

（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、上

記2において定められた行使価額を下回る価格となったとき。

④本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が上記2において定められた行使価額を下回ったとき

(但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。)

(3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社及びその関係会社の取締役及び従業員並びにアドバイザー及びコンサルタントであることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。但し、当該法定相続人は、新株予約権者の死亡から6か月を経過した後は、当該新株予約権を行使することができない。

5. 新株予約権の取得条項

(1) 当社は、以下の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会で決議した場合。)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(2) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合、または新株予約権が失効した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約書の条項に違反した場合、または上記4により新株予約権を行使することができなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、無償で同人所有の新株予約権を取得することができる。

6. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、本号の取扱いには、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付す

る。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。但し、行使期間の最終日が会社の休業日に当たる場合には、その前営業日を最終日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(7) 再編対象会社による新株予約権の取得

上記5に準じて決定する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

7. 当社の代表取締役である平良真人は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、当社または当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係に有る顧問・業務委託先向けのインセンティブ・プランとして、2020年11月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年12月4日付で原田潤を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託（第6回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第6回新株予約権）に基づき、平良真人に対して、2020年12月4日に第6回新株予約権（2020年11月30日臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第6回新株予約権）は、当社または当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係に有る顧問・業務委託先に対して、その功績に応じて、平良真人が、受益者適格要件を満たす者に対して、第6回新株予約権90,000個（本書提出日現在1個あたり1株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社または当社関係会社の取締役、従業員及び当社等と継続的な契約関係に有る顧問・業務委託先に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第6回新株予約権の分配を受けた者は、当該第6回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第6回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

名称	第6回新株予約権
委託者	平良 真人
受託者	原田 潤
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日 （信託期間開始日）	2020年12月4日
信託の種類と 新株予約権数	（信託A）40,000個 （信託B）25,000個 （信託C）25,000個
交付日	（信託A）2021年12月31日又は上場後6ヶ月が経過した日のいずれか遅い日 （信託B）信託Aに規定される交付基準日の3年後の応当日又は東証本則市場に上場した日から6ヶ月が経過した日のいずれか早い日 （信託C）信託Bに規定される交付基準日の3年後の応当日又は時価総額が初めて3,000億円に到達した日から6ヶ月が経過した日のいずれか早い日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	当社の役員及び従業員等のうち、当社のガイドライン等に定める一定の条件を満たす者を受益者候補者とし、当社が指定し、本信託（第6回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,000千円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう周知徹底する。
- ② 代表取締役CEOを委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、適法かつ公正な企業活動の推進やリスク対策を実施する。
- ③ 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正する。
- ④ 取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性については、監査役及び内部監査担当が、「監査役会規程」「監査役監査基準」「内部監査規程」等の社内規程に従って監査を行い、その指摘に基づいて各部の業務管理・運営制度を整備・拡充する。監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書保管管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存し、破棄、管理する。
- ② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

(3) 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関わるリスクは「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、各リスクについて網羅的・体系的な管理を実施し、必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ② リスク情報等については各部門責任者にて取り纏めの上、コンプライアンス・リスク管理委員会に対して報告を行う。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、代表取締役の指揮下に緊急事態対応体制を取り、リスクの大きさに応じて「対策本部」、「対策プロジェクト」、「対策チーム」などレベル別の組織を編成し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、「取締役会規程」を遵守して、毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役の職務の執行を図る。
- ② 取締役の職務の執行に必要な組織及び組織の管理、ならびに職務権限、責任については、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内規程に従って定め、業務の組織的かつ能率的な運営を図る。
- ③ 中長期の経営方針の下で、年度計画を立案し、月次で予算管理を行いながら、当該計画達成に向けて社内の意思統一を図る。

(5) 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行う。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を置くことを求めた場合においては適切な人員配置を行う。
- ② 補助使用人の人選は、監査役の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役と協議の上決定する。
- ③ 補助使用人は、独立性を確保するため、監査役の指示による職務に関して、取締役及び補助使用人の属する組織の上長の指揮命令は受けないものとする。
- ④ 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとし、異動・評価・懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議し、監査役の同意を得た上実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 各監査役は、原則として取締役会に出席し、また取締役会以外の重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を必要に応じて求めることができる。

- ② 取締役及び使用人は、法令・定款及び社内規程、その他重大な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に協力し監査の実効性を担保するため、監査費用のための予算措置を行い、監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、監査役の職務執行に係る費用の支払いや債務の処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会などの重要会議へ出席し、経営における重要な意思決定及び業務の執行状況を把握し、意見を述べることができる。
- ② 企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を、社外監査役として招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
- ③ 監査役は、内部監査担当・会計監査人と意見交換の場を持ち、定期的又は随時情報交換を実施し、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとする。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正を確保するための必要な内部統制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関ならびに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO 平良真人が議長を務め、取締役 下川弘樹、取締役 森茂樹、取締役 野澤俊通、社外取締役である取締役 柄澤哲夫、取締役 会田容弘の計6名で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会のほか、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役市川 昇が議長を務め、社外監査役佐藤大輔及び社外監査役五十嵐沙織の監査役3名で構成され、市川 昇が常勤監査役であります。原則として月1回開催し、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。なお、監査内容につきましては、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

(3) 会計監査人

当社は、会計監査人として、PwC京都監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。

(4) 内部監査室

内部監査室は、内部統制に関する基本方針及び各種規定に基づき内部監査を実施しております。事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象に対し改善のための指摘等を行い、改善状況について、後日フォローアップすることを確認しております。

(5) Cx0ミーティング

Cx0ミーティングは、代表取締役CEO 平良真人が議長を務め、常勤取締役

4名（代表取締役CEO 平良真人、取締役下川弘樹、取締役森 茂樹、取締役野澤俊通）で構成され、常勤監査役である社外監査役市川 昇も出席しております。原則として毎週1回開催し、「会議運営規程」及び「職務権限規程」等の社内規程に定められた事項について、議論・決定を行っております。CxOミーティングの構成員は、業務執行状況を報告するとともに、共通の課題などを意見交換し、情報の共有を図っております。また、隔週で顧問榎本和友氏も同席し、特にFanicon事業全般についての助言を頂いております。

(6) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社では、代表取締役CEO 平良真人を委員長とし、各事業本部長・事業部長、常勤監査役である社外監査役市川 昇、内部監査室の他、必要に応じて代表取締役CEOが指名する者を委員とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催しております。

当社のリスク管理に関する重要事項の審議と方針決定、及び当社役職員のコンプライアンス遵守に係る取り組みの推進、コンプライアンス違反事項の調査等を行っております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	752,400	752,400	904,296	1,656,696
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	752,400	752,400	904,296	1,656,696
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	6,563	6,563	-	6,563
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
欠 損 填 補			△714,402	△714,402
当 期 変 動 額 合 計	6,563	6,563	△714,402	△707,839
当 期 末 残 高	758,963	758,963	189,893	948,856

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	△714,402	△714,402	1,694,693	1,713	1,696,406
会計方針の変更による累積的影響額	△31,929	△31,929	△31,929		△31,929
会計方針の変更を反映した当期首残高	△746,331	△746,331	1,662,764	1,713	1,664,477
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行			13,126		13,126
当 期 純 損 失	△488,468	△488,468	△488,468		△488,468
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△139	△139
欠 損 填 補	714,402	714,402	—		—
当 期 変 動 額 合 計	225,933	225,933	△475,343	△139	△475,482
当 期 末 残 高	△520,398	△520,398	1,187,421	1,573	1,188,995

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を含む。）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

機械及び装置 8～11年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

また、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① Fanicon事業

Fanicon事業における主な履行義務は、ファンコミュニティプラットフォーム「Fanicon」の提供及び運営管理することであり、大きくサブスク（月額利用料金）売上高と、サブスク外（ポイント購入、EC、チケットその他）売上高に分類されます。サブスク売上の履行義務は運営管理期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。また、サブスク外売上の履行義務は販売時に一時点で充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

② 法人セールス事業

法人セールス事業における主な履行義務は、インフルエンサーを用いた広告施策等の提案及びオンライン広告の運用とコンサルティングをすることであり、当該履行義務は広告施策実施時、広告運用期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

Fanicon事業において、従来はアプリ「Fanicon」内での有料ポイントの購入に係る購入金額を、有料ポイントが消費された時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等の適用に伴い、有料ポイント及び有料ポイントの購入時に付与される無料ポイントを含めた購入単価で算出することといたしました。

また、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として純額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用により、2022年12月期の期首残高については、利益剰余金は31,929千円減少いたします。なお、当事業年度の売上高が195,920千円減少、売上原価が188,809千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ7,111千円増加しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
Fanicon事業	2,440,614
月額利用料金	1,283,891
ポイント収益及びその他売上	1,156,723
法人セールス事業	1,839,301
顧客との契約から生じる収益	4,279,916
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,279,916

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	12,595	10,224
売掛金	825,266	705,808
契約負債		
前受金	440,491	702,457

②残存履行義務に配分した取引価格

当社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類上に計上した金額

(単位：千円)

用途	当事業年度		
	減損実施前	減損損失	残高
事業用資産 (Fanicon事業)	260,077	260,077	-
事業用資産 (法人セールス事業)	907	-	907
共用資産	209,495	-	209,495
合計	470,479	260,077	210,402

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、固定資産を「Fanicon事業」及び「法人セールス事業」並びに「共用資産」を含むより大きな単位である全社にグルーピングしてしております。当事業年度において、「Fanicon事業」及び「共用資産」に係る有形固定資産等について、営業損益が継続してマイナスとなったことにより減損の兆候があると判断しております。このうち、「共用資産」の有形固定資産等209,495千円に係る減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。また、「Fanicon事業」の有形固定資産等260,077千円（減損実施前金額）に係る減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失260,077千円を認識しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づいて作成しております。将来の売上については、「Fanicon事業」のARPU（1ユーザー当たりの平均単価）及びファン数（会員数）の増加、並びに「法人セールス事業」は市場成長率に基づいて算定しております。なお、「Fanicon事業」のARPUは当事業年度までの実績に基づき設定し、「法人セールス事業」の市場成長率は第三者の公表されている調査結果による市場予測並びに当事業年度までの実績に基づいて設定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したのにより算定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による重要な影響はないと考えておりますが、影響が長期化あるいは拡大した場合には、会計上の見積り及び判断に影響を及ぼす可能性があります。

③翌事業年度への影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合や、将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金 10,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 340,827千円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,073,555株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式の数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 57,938株

7. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	259,483千円
減損損失	77,020 "
資産除去債務	23,767 "
その他	3,145 "
繰延税金資産小計	363,415千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△259,483 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△85,820 "
評価性引当額小計	△345,302 "
繰延税金資産合計	18,113千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△20,187千円
繰延税金負債合計	△20,187千円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,073千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 （単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 （※）	—	4,324	257	7,919	13,952	233,029	259,483
評価性引当額	—	△4,324	△257	△7,919	△13,952	△233,029	△259,483
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は短期の支払期日であります。

敷金は、本社及びスタジオの賃貸借契約によるものであり、貸入人の信用リスクに晒されております。

未払法人税等は2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金は、運転資金の確保等を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき、コーポレート本部にて適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「前受金」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷 金	170,110	146,112	△23,998
(2) 長 期 借 入 金	41,760	39,345	△2,414

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
(1) 敷 金	-	146,112	-	146,112
(2) 長 期 借 入 金	-	39,345	-	39,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 572円65銭

1株当たり当期純損失 △237円37銭

(注) 「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は18.83円減少し、1株当たり当期純利益は3.46円減少しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産 (単位：千円)

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区、新宿区	事業用資産	建物	119,940
東京都渋谷区、新宿区	事業用資産	機械及び装置	94,872
東京都渋谷区、新宿区	事業用資産	工具、器具及び備品	15,446
-	事業用資産	ソフトウェア	24,376
-	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	5,440

(2) 減損損失の認識に至った経緯

Fanicon事業に係る事業用資産については、今後Fanicon事業の成長は見込まれるものの、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、減損会計の適用に当たり、事業用資産については継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当社の回収可能価額は使用価値を使用しております。将来キャッシュ・フローがマイナスであるため具体的な割引率の算定は行っておりません。